

第10回京都市再犯防止推進会議 会議録

日 時 令和8年2月12日（木）10時00分～12時00分
場 所 京都市役所分庁舎 第4会議室
出席者 別紙のとおり

1 開会

2 議事

（藤岡委員）

本日は、第2期再犯防止推進計画の最終審議となる。計画の細部にわたるまで、委員の方々が気になる点について議論を尽くしたい。

まず、議題1について事務局から説明いただく。

（事務局）

第2期京都市再犯防止推進計画素案に関する市民意見募集の取りまとめ結果について説明。（資料1）

（藤岡委員）

御質問、御意見等がある委員の方には御発言をお願いします。

（谷口委員）

加害者家族支援に関して、少年院まで来た人であれば積極的に家族に対して指導が行われているが、そうでない場合や、刑事施設内では中々できていないところがある。加害者の親は恥の概念が強く、地域の相談支援機関には相談につながらないことがあるため、加害者家族支援が加わったのは大きい。

また、新たに加えられた「孤独・孤立対策」については、受刑者の中にも生活保護を受給していた者が数多くいる中、生活保護を受給していても周囲に知り合いがいなくなると、寂しいという感情が根本にあり、酒やギャンブルの刺激に走ってしまい、お金がなくなり再犯に至ることが典型例としてあるため、孤独・孤立対策は単に家があれば良いだけでなく周囲の人々と関わりを作っていくことが大切である。

また、刑事施設等との連携については、当所での研修など、連携が広がっているのはありがたいが、研修に来られるのは福祉関係が多く、学校の先生には来ていただけていない。受刑者の中には、親から受けた虐待の傷などを引きずっている人も多いため、学校の先生方にもいじめや虐待といった心の傷が犯罪に影響していることを知ってもらいたい。

さらに、福祉的支援をする中で境界知能の方に困難さを感じている。境界知能の方は特別支援教育などにはつながりにくく、大人になるにしたがった生きづらさを抱えてしまうことがある、例えば、仕事が覚えられずに就労が続かないこともある。そういう人に小学校や中学校といった早期の段階で気づいて、支援をしていく体制を作っていくことが大切

であることについても学校の先生方に理解していただきたい。

(藤岡委員)

谷口委員のお話はどれも今回の計画の柱になるような大きなテーマであった。

日本において、加害者家族支援は立法化できていない段階で、民間団体に頼っているのが実情である。それを法的に踏み込むかが課題である。今はまだ流動的ではあるが、まずは支援団体等に対する支援を充実させる段階である。

もう一つは、いわゆる境界領域の人たちの問題は以前からずっと抱えている問題である。どこで発見し、教育や支援をしていくか、分かっているながら現実的にできていない。現状は気づいた段階で一生懸命やっている状態である。教育委員会でも問題視はしているものの、体制的に組み立てられていない。これも大きな課題の一つである。ただ、これをどう計画に表現するかは難しいところで、対象層が明確に言えないため、少年非行の処遇の段階で充実していくしかないのではないかと思う。

事務局としてはどうか。

(事務局)

教育と福祉の連携は以前から課題であると認識している。御意見内容について具体的に記載するかは検討させていただくが、今後は教育関連部署とも連携していきたい。

(藤岡委員)

少年院などに入院した少年の知能検査は全員に行われているのか。

(鈴木委員)

少年鑑別所に入所した全ての少年に知能検査を実施している。

(藤岡委員)

その中で境界知能の者の割合はどのような感じか。

(鈴木委員)

I Q相当値では70～80台が多い。肌感覚では3割以上はいるのではないかと思う。

(藤岡委員)

教育委員会との連携をどう深めるかという点は大きな課題ではないだろうか。また、成人の境界知能の方々も含めて、地域社会でどういう形でどういう支援団体等が引き受けるのか、そういった体制の改善を目指した施策の方向性を意識しておいてはどうか。

(植木委員)

このたび、保護司法の改正があり、地方公共団体との連携をより推進することが挙げられている。保護司の方々の人数が減ってきている中で、現役世代の保護司の方々に対して、

より保護司の活動がしやすくなるような体制づくりをしていきたい。

例えば、保護司の活動をしていただく際のボランティア休暇の活用が論点として挙がっている。保護司の活動をしていただく場合に、京都市や民間事業者においてボランティア休暇が設定されることになれば、現役世代の保護司の方々の参加も見込まれるのではないかと考えている。そういった視点についても計画案の柱5に盛り込めるかどうか、御検討いただきたい。

(升光委員)

そもそも保護司の数が減っても問題ない社会になったら良いと思う。しかし、現実には、保護司は必要だけれど高齢化している。保護司だけでなく、社会を皆で作っていく、支え合うことに対する理解が全体的に深まっていかなければいけないと。

つなぐつながるハンドブックについて、犯罪をしてしまった人が社会にどうつながるか、どういう人と出会うことができるかと同時に、作業を通して、様々な機関や機能がつながっていくことが、再犯防止推進計画の目玉であることが良く分かった。再犯防止・更生支援の理解促進のための啓発については、生活をしている現場の皆さんの課題とがどうつながっていくのかが、社会意識と同じように大切であると思う。

また、加害者家族支援の話については、非常に難しいところがあり、直接に加害者家族支援を取り上げることによって、かえってそんな風には触れて欲しくないということもあるかと思う。どういう支援や啓発の仕方をすれば良いのか、旗揚げのようにやるのではなく、必要としている理解がどう求められていくのか、見えない形でやっていかないといけないのではないかと思う。「つなぐつながる」というキーワードの下に色々なことが生まれてきて、結果として課題が解決されていく手法が必要なのではないだろうか。

(藤岡委員)

升光委員の御意見は、時代の中心的な課題であると思う。どの分野でも公的な部分での人手不足を解消するための主力となるボランティアが減っている。特に加害者支援については、被害者支援と異なり、マイナスからプラスに転じさせる支援となるため、こういうボランティアはなかなか大変である。保護司のなり手不足は以前から議論されてきた。そういった問題を各企業や経済団体などにも理解をしてもらうためにも、きめ細やかな考えのもとに発信をしていかないといけない。

まず、今計画で正面から出すのではなく、まずは、そういった支援をしている民間団体の手助けをするといった形で整えていくということが良いのではないだろうか。事務局としてはそれで良いか。

(事務局)

おっしゃるとおり、地域の担い手不足は本市でも課題であり、様々なところで影響が出ているため、まずは御理解いただくことが、なり手不足の解消につながるため、様々な取組を進めてまいりたい。家族支援の部分についても、御意見のとおり大々的に進めるのではなく、必要な方が必要な時につながるような支援をしていけたらと考えている。

(藤岡委員)

では、議題2に進んでいきたい。議題2について事務局から説明いただく。

(事務局)

第2期京都市再犯防止推進計画最終案について説明。(資料2)

(藤岡委員)

御質問、御意見等がある委員の方には御発言をお願いします。

事務局から説明のあった保護司や協力雇用主など、民間協力者の数を計画冊子において公表するか検討するということについて、保護司等の数は統計として公表されているのではないか。

(植木委員)

京都府全体の数は公表しているが、京都市の数は公表していないため、計画冊子にリンクを貼るということであれば、当所として対応を検討したい。

(藤岡委員)

市民の方が数を知りたいと思われるのはよく分かる。公表することによってボランティアの人数が増えるのであれば良いが、マイナス要因もあるため、公表するかどうかは事務局で検討してほしい。

下山委員、BBS連盟では広報する際、会員数は公表しているのか。

(下山委員)

それぞれの大学や地区で活動者を増やすことはしており、広報啓発の中で各大学や各地区の現在員数については公表することもあると思う。

(事務局)

この件については、事務局で検討させていただくこととする。

(植木委員)

依存症に関して、松本俊彦先生が行っている「保護観察の対象となった薬物依存者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」に京都市も1月から参画されていると思われるため、計画等への掲載を求めるものではないが情報共有させていただく。

(藤岡委員)

進捗評価に当事者等も参加すべきとの意見について、当事者が本会議に常任の委員として出席することは難しいと思うが、事前に話を聞く、当事者関連の団体に課題を提議していただくなどとして取り組むことで、本会議の委員は従来どおりで良いと思う。

(志藤委員)

文言的に気になる点の一つある。13ページ重点推進施策の項目22について、「今後は支援機関相互の連携と支援ネットワークの構築が必要となります」と記載されているが、20ページに書かれている項目22の説明文でも、“新たに構築する”という表現は出ていないため、「支援機関連携と支援ネットワークが必要となります」といった程度に置いておかれると良いのではないかと。

(藤岡委員)

京都基本構想との整合性については問題ないかと。

(事務局)

その点に関しては、充分確認しているため、問題ない。

(谷口委員)

柱5について、民間協力者として、保護司、更生保護女性会、BBS会といった主に更生保護ボランティア団体が記載されているが、例えばBBS会がされているような非行少年とのともだち活動といったことは、家庭裁判所のとも会の活動や、児童相談所も同様の活動をされていたように思う。家庭裁判所や児童相談所が活発に活動されているのかは分からないが、実態としてあるようであれば、その辺との関わりはどうか気になる。

(藤岡委員)

例えば、京都市が把握している民間団体の一覧表などを作ってあげればいつでも出せるため、事務局として作成しておいていただけるとありがたい。市民に対してボランティアを募集するに当たって、どういう団体があるのか、提示、紹介する機会がないと、なり手の解消にはつながらないのではないかと。

(鈴木委員)

まず、23ページ柱3の項目40について、「法務少年支援センター」の記載については「法務少年支援センター京都」が正式名称であるため、修正いただきたい。また、「同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等」の記載について「同鑑別所」を、「同センター」に修正いただきたい。

次に、計画案に記載のグラフについては、題名が重複しているため、修正いただくようお願いする。

また、22ページ柱3の項目35について、パブコメの御意見の中にも、生徒が性加害を繰り返さないように包括的性教育が必要であることを計画に記載して欲しいとの御意見があり、これに関連する項目であると思う。私も相談業務をする中で、包括的性教育の実施は重要であると感じており、京都府では京都プレコンということで包括的性教育を推進しておられるが、そういった課題は必ずある。

柱6の広報啓発について、前回の会議において、小さい頃から再犯防止への理解を進め

ていくとの話が出ていたかと思う。施策の方向性に大学は加えていただいているが、もっと幼い頃からの教育の中で色々な啓発活動に広げていくことが大事であると思うため、大学以外の義務教育や未就学児についてのアプローチはできないのだろうか。

(事務局)

教育委員会との連携は必要不可欠であると思っている。14ページ重点推進施策の項目53に「子ども向けの分かりやすいリーフレット等を新たに作成」と追記させていただいており、子ども向けのアプローチについても取組を進めていきたい。

(富江委員)

藤岡座長がおっしゃっていた、関係する各種団体について一覧表について計画冊子に付けることはされるのか。地域女性会と更生保護女性会の違いが分かっていない学校の先生も多い。地域女性会と更生保護女性会は名前が似ていることもあり、一般的にも区別できないこともあると思う。再犯防止推進計画の冊子は一般市民向けに出される冊子であるため、正しく理解していただくためにも、関係団体の活動内容をうまくまとめていただいて、ボランティア活動に参加していただく方が増えれば、地域の安心安全にもつながると感じる。

(事務局)

今計画では冊子のスリム化が求められているため、用語解説をリンクにしようと考えている。一方、リンクに飛ばないと見られないため、一部の団体の解説については、計画冊子の空きスペースに入れるなどの工夫は考えていきたい。また、本市が発行している広報冊子等でも引き続き活動の周知はさせていただきたい。

(藤岡委員)

前提として京都市にどれくらいの活動団体がいるのか把握しておく必要があるだろう。また、富江委員がおっしゃったように主要な団体については、冊子に例示として紹介しても良いのではないだろうか。いくつかの団体を例示として紹介する際に、他にも団体はあることを併せて記載しておけばよいと思う。事務局で一度検討いただきたい。

(小林委員)

柱2や柱4に、出所前からの支援やネットワーク、支援の連続性が重要であると記載については、まさにそのとおりである。一つのケースを見たときに支援が途切れるのではなく、次につないでいくという支援の連続性が大事であることは、これまでからお伝えしているところである。ただ、支援が具体的に可視化されて、次にどのようにつながっていくかを、早い段階から関係する機関が介入していくことがより重要であって、そこをどうしていくかを考えていくことが今後必要なのではないかと思う。実際に支援する中では、様々な課題がある。

また、私は京都市東部地域自立支援協議会触法障害者専門部会の部会長もしており、地

域での支援課題についてもお伝えしてきたが、地域の支援者は早い段階でつながり、支援の方向性を作っていきたい思いがあるが、情報共有がうまくいっていないこともあると聞いているため、今後は、連携の中で具体的に進めていくようなことがあれば嬉しい。地域では、矯正施設に行かない方もたくさん支援しておられる中で、情報の共有がうまくいかずに支援機関が燃え尽きてしまうこともあるため、支援者の中のとつながりや方向性を共有できる仕掛けを作っていただけたら嬉しい。

(村井委員)

25ページの項目50の拘禁刑創設を踏まえた取組の推進については、具体的なことが書かれていないと感じた。この計画の良いところはアウトプットがしっかり書かれているところであるが、出所前段階からの社会復帰支援とは具体的に何を指しているのか、例えば、帰住先のない人について、出所前から働き掛けをするといったような具体的なことが書かれている方が良いのではないかと思った。

また、加害者家族支援という言葉については、言葉の響きとして独り歩きされてはどうかと危惧している。多くの市民の方に加害者家族支援という言葉はすんなり入っていないのではないか。むしろ、加害者の家族の方への理解という表現の方が分かりやすいと個人的には感じた。

(藤岡委員)

村井委員のおっしゃるように市民の意識の観点で考えると、なぜ加害者家族を支援するのかという意識の方が強いかもしれない。そういった根強い偏見をどう突破していくかが課題でもある。再犯防止自体に偏見があるため、その辺りは難しい問題があるかもしれない。

出所前段階からの社会復帰支援については、出所までにどういう形で社会復帰支援をするかは、刑務所などの矯正施設が考えて実施していくことであり、市の計画では具体的には書けないため、連携という言葉で表現することになるが、連携を深めることは第2期計画の最大の課題である。「連携」は、言葉では簡単だが、実際は色々な問題があり難しいが、やっていかなければならないことでもある。

(村井委員)

そういうことであれば、“連携をさらに深める”という表現の方が良いのではないか。出所前段階から社会復帰支援を進めるために刑事司法関係機関と更なる連携を深めていくという書き方が良いのではないかと思う。

(藤岡委員)

表現については、事務局で御検討いただきたい。

(岩松委員)

パブコメの結果を見た時に、若い方の意見が多く、今計画を進めていくに当たって明る

い材料だと感じた。一方、連携体制のイメージ図について、労働局は本会議に参画させていただいている中で、労働局は内側の枠に入っていないかとも感じておりこの会議体に参画している以上は、もっとコミットしていかないといけないのではないかと感じた。

(事務局)

イメージ図も含め、今日いただいた御意見を踏まえ、修正版を皆様に共有させていただく。

(榎原委員)

20ページの項目24について、最近、依存症専門医療機関は依存症を専門としていない精神科や、内科との連携に力を入れている。実際、依存症専門医療機関ではないところに通院している当事者も多いため、専門医療機関の選定を進めるとともに、一般科医療機関への依存症理解といった部分も入れていただけるとありがたい。現状、一般科医療機関では依存症の治療がしてもらえず、専門医療機関と一般科医療機関の連携がないことで治療が進まず、これが依存症からの回復の弊害となっている。

また、京都マックでは家族会を開催している。中には窃盗症の家族や、ギャンブル依存症で結果的に犯罪に至ってしまった家族の方など、どこにも話しに行くところがなく、京都マックの家族会に来られている。加害者が持つ障害といったものの家族会の中に、加害者家族と言われる人たちが埋もれているのだろうと感じている。

(藤岡委員)

今日の御意見を踏まえて、事務局から最終案の修正版を改めて提示されると思う。その時点で御意見があればお申し出いただきたい。

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。進行を事務局にお返しする。

(事務局)

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。いただいた御意見を踏まえ、反映できるところはさせていただき、後日、計画最終案の修正版を委員の皆様へ送付させていただくため、改めて御確認いただきたい。